

「電子申請・届出システム」について

介護サービスに係る指定および報酬請求（加算届を含む）に関連する申請，届出について，介護事業者が申請，届出を簡易に行うことを可能とする観点から，厚生労働省の「電子申請・届出システム」の運用が開始されました。

本市では令和 6 年 1 2 月 1 日から当該システムによる受付を開始しています。（従来どおり，紙媒体による申請，届出も可能です。）

オンラインでの申請，届出を行うことにより，介護事業所の申請，届出のための業務負担の軽減が期待されるため，積極的な活用をお願いいたします。

1 受付可能な電子申請・届出の種類

- ・ 新規指定申請
- ・ 変更届出
- ・ 指定更新申請
- ・ 再開届出
- ・ 廃止・休止届出
- ・ 指定辞退届出
- ・ 指定を不要とする旨の届出
- ・ 開設許可事項変更申請（介護老人保健施設・介護医療院）
- ・ 管理者承認申請（介護老人保健施設・介護医療院）
- ・ 広告事項許可申請（介護老人保健施設・介護医療院）
- ・ 介護予防支援委託の届出
- ・ 指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請
- ・ 加算に関する届出

2 電子申請・届出の利用準備

電子申請・届出システムを利用するには，G ビズ I D アカウントの作成が必要です。作成の方法や申請に関する操作ガイド等については，本市ホームページ「ID_1039477」をご確認ください。